

人 事 院 会 議 議 事 錄

会議日

令和7年1月21日 火曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹事) 柴崎事務総長、役田総括審議官
(説明員) (給与局)
井手給与第三課長

議題

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の改正に伴う寒冷地手当支給規則の改正に関する勧告

議事の概要

- 議題「国家公務員の寒冷地手当に関する法律の改正に伴う寒冷地手当支給規則の改正に関する勧告」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の改正に伴う 寒冷地手当支給規則の改正に関する勧告について

令和7年1月21日
給与局

令和6年人事院勧告において、「メッシュ平年値2020」が公表されたこと等を踏まえ、支給地域の見直し等について、寒冷地手当法の改正の勧告を行い、これを踏まえ、同年12月25日に、寒冷地手当法の改正を含む一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号。以下「改正法」という。）が公布された。

寒冷地手当支給規則における官署指定についても、「メッシュ平年値2020」を踏まえ、見直しを行うとともに、改正法において内閣総理大臣が定めることとされている経過措置についての定め等について、別添のとおり勧告することとしたい。

1. 最新の気象データに基づく官署指定の見直し

官署指定の概要

- 官署指定は、本州のうち、寒冷地手当法により寒冷地手当の支給地域とされた地域以外の地域に所在する官署のうち、当該官署の所在地のメッシュ平年値の気象データが、4級地の基準を満たす官署を指定することとしている。

(参考)4級地の指定基準

以下のいずれかを満たすこと

- ① 平均気温0.0°C以下かつ最深積雪15cm以上
- ② 最深積雪80cm以上

※北海道の最も暖かい地域及び最も積雪が少ない地域の気象データを基に基準を設定

措置内容

- 支給地域の見直しと同様に、最新の「メッシュ平年値2020」に基づき、4級地の基準を満たした142官署について、指定を行う。
- 見直しは、支給地域と同様に、令和7年4月1日から行う。

(参考1) 見直しによる官署指定の変動

	官署数	職員数
見直し前	102	485
見直し後	142 (+40)	1272 (+787)

(参考2) 官署指定の変動の内訳

	官署数	職員数
新規指定	71	965
指定解除※	31	178
現状維持	71	307

※官署所在地域が支給地域となるため、指定解除となる4官署が含まれる

2. 寒冷地手当に関する経過措置の定め

- 改正法附則第11条第2項により、今般の寒冷地手当法の改正に伴い、「支給地域から外れることとなる地域に引き続き勤務する職員」に対しては、激変緩和のため2年間、経過措置として一定の寒冷地手当を支給することとしている。
- 一方、改正法は、以下の二つの類型の職員に対する経過措置については、寒冷地手当支給規則へ委任している。

措置内容

I. 「改正前の寒冷地手当法による支給地域から異動してきた者等」に関する経過措置（改正法附則第11条第4項関係）

- 改正前の寒冷地手当法による支給地域から今般の見直しにより非支給地となる地域に異動してきた職員については、前回改正時（平成26年）と同様に、「支給地域から外れる地域に引き続き勤務していたもの」とみなして、改正法による経過措置（附則第11条第2項等）を適用したならば算出される額の寒冷地手当を支給する。（寒冷地手当支給規則附則第3項）

【経過措置対象者の例】

		改正法施行日	異動	
R6.11.1	R7.3.31	R7.4.1	R7.11.1	
改正前・改正後ともに支給地域に在勤			改正後非支給になった地域に在勤	

II. 「検察官又は行政執行法人の職員等であった者が給与法の適用を受ける職員となった場合」に関する経過措置（改正法附則第11条第5項関係）

- 検察官等であった者が、令和7年4月1日以降に給与法適用職員として、今般の見直しにより非支給地となる地域に勤務することとなった場合には、前回改正時（平成26年）と同様に、「上記職員が検察官等であった期間を給与法の適用を受ける職員であったとみなした場合に経過措置の対象となる要件を満たすときには寒冷地手当を支給する」旨規定する。（寒冷地手当支給規則附則第4項）

【経過措置対象者の例】

		改正法施行日		
R6.11.1	R7.3.31	R7.4.1		
検察官等で改正前支給地域に在勤			給与法適用職員として改正後非支給になった地域に在勤	

3. その他寒冷地手当法の改正等に伴う所要の改正等

措置内容

I. 居住地要件に関する規定の削除

- 改正法による寒冷地手当法の改正により、寒冷地手当法第1条第2号に規定する官署指定の場合の居住地要件を撤廃することとなった。
- これまで寒冷地手当法第1条第2号を受けて、寒冷地手当支給規則の第1条第2項に内閣総理大臣が定める区域を定めていたが、上記改正に伴い、同項の規定を削除する。
- また、官署指定の場合に、各庁の長が、職員の住居の所在地を確認する旨の規定を削除する。

II. 世帯主である職員の規定の整備

- 改正法による給与法の改正により、給与法の定める扶養親族から配偶者が削除されることとなった。
- これまで寒冷地手当法第2条第1項の表を受けて、寒冷地手当支給規則の第2条に世帯主である職員の範囲を定めていたが、上記改正に伴い、寒冷地手当においては引き続き「職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの」を有する者が世帯主である職員に含まれるよう、同条第1号の規定を改正する。

勧告日

- 令和7年1月22日（水）

令和7年1月22日

内閣総理大臣 石破茂 殿

人事院総裁 川本裕子

人事院は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第3条第2項及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）附則第11条第7項の規定に基づき、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条及び第3条第1項並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第11条第4項及び第5項の規定に基づいて定められることとなる寒冷地手当の支給に関する定めについて別紙のように措置されることを勧告する。

別紙

第1　国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に掲げる地域に所在する官署との権衡上必要があると認められる官署等についての定め

- 1　国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号。以下「法」という。）第1条第2号の内閣総理大臣が定める官署は、別表に掲げる官署とすること。
- 2　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）第4条の規定による改正前の法第1条第2号の内閣総理大臣が定める区域に関する規定を削除すること。

第2　世帯主である職員についての定め

法第2条第1項の表の「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいうこととすること。

- (1) 扶養親族（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの及び一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条第2項に規定する扶養親族をいう。）を有する者
- (2) 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者

第3　確認についての定め

職員の在勤する官署が別表に掲げる官署である場合に関する確認の規定を削除すること。

第4　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第11条第4項又は第5項の規定による寒冷地手当に関する経過措置についての定め

- 1　1から3までの定めにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによること。

- (1) 一般職給与法 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）をいうこと。
- (2) 改正法 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律をいうこと。
- (3) 旧寒冷地等在勤等職員 改正法附則第11条第1項第1号に規定する旧寒冷地等在勤等職員をいうこと。
- (4) 新寒冷地等在勤等職員 改正法附則第11条第1項第2号に規定する新寒冷地等在勤等職員をいうこと。
- (5) 特定旧寒冷地等在勤等職員 改正法附則第11条第1項第3号に規定する特定旧寒冷地等在勤等職員をいうこと。
- (6) 継続特定旧寒冷地等在勤等職員 改正法附則第11条第1項第4号に規定する継続特定旧寒冷地等在勤等職員をいうこと。
- (7) 再任用職員 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（2の定めにおいて「暫定再任用職員」という。）をいうこと。
- (8) 切替日 改正法第4条の規定の施行の日をいうこと。
- (9) 基準日 改正法第4条による改正後の法第1条に規定する基準日（その属する月が令和7年11月から令和9年3月までのものに限る。）をいうこと。

2 改正法附則第11条第4項の適用を受ける特定旧寒冷地等在勤等職員に対しては、その新寒冷地等在勤等職員又は特定旧寒冷地等在勤等職員であった期間を継続特定旧寒冷地等在勤等職員として勤務していたものとみなして同条第2項及び第3項の規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給すること。

3 人事交流等により検察官であった者又は一般職給与法第11条の7第3項に規定する行政執行法人職員等であった者から切替日以降に引き続き一般職給与法の俸給表の適用を受ける職員（以下「俸給表適用職員」という。）となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となった場合であって、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、切替日の前日から当該基準日の前日までの間におけるその俸給表適用職員でなかった期間を俸給表適用職員として勤務していたものとみなして、改正法附則第11条第2項及び第3項又は2の定めを適用したとしたならば寒冷地手当を支給されることとなる者に対しては、これらの規定又は定めを適用して算出される額の寒冷地手当を支給すること。

第5 改正の実施時期

第1から第4までの措置は、令和7年4月1日から実施すること。

別表

所 在 地		官 署
岩手県	宮古市川井第5地割116の3	三陸北部森林管理署川井森林事務所
	宮古市川井第5地割116の3	三陸北部森林管理署平津戸森林事務所
宮城県	登米市迫町新田字上葉ノ木沢 1	国立療養所東北新生園
	登米市東和町米川字町5の3	宮城北部森林管理署米川森林事務所
秋田県	秋田市雄和椿川字山籠48の3	秋田船川税関支署秋田空港出張所
	秋田市雄和椿川字山籠48の3	仙台検疫所秋田空港出張所
	秋田市河辺和田字和田156の 3	秋田森林管理署
	秋田市仁別字吉ヶ沢37	秋田森林管理署仁別森林事務所
	秋田市河辺三内字野崎35の2	秋田森林管理署鶴養森林事務所
	秋田市河辺三内字野崎35の2	秋田森林管理署岱森林事務所
	秋田市雄和椿川字山籠49	秋田空港・航空路監視レーダー事務所
	能代市二ツ井町仁鮎字川原田 3の1	米代西部森林管理署仁鮎森林事務所
	能代市二ツ井町字沢口57の1	米代西部森林管理署二ツ井森林事務所
	能代市鰯渕字一本柳97の1	能代河川国道事務所
	能代市二ツ井町荷上場字中島 26	能代河川国道事務所二ツ井出張所
	能代市鰯渕字一本柳97の1	能代河川国道事務所能代国道維持出張所

	由利本荘市矢島町立石字長泥 71の1	由利森林管理署矢島森林事務所
	由利本荘市鳥海町上笹子字下 野2の15	由利森林管理署笹子森林事務所
	山本郡三種町上岩川字小出61 の1	米代西部森林管理署上岩川森林事務 所
	南秋田郡大潟村東1の1	八郎潟農業水利事業所
山形県	鶴岡市羽黒町十文字字十文字 70	庄内森林管理署羽黒森林事務所
	鶴岡市本郷字水ノ上2の1	庄内森林管理署大鳥森林事務所
	鶴岡市木野俣字向田42の1	庄内森林管理署温海森林事務所
	鶴岡市板井川字宮ノ下325の1	酒田河川国道事務所月山国道維持出 張所
	鶴岡市下名川字落合227	新庄河川事務所赤川砂防出張所
	鶴岡市上名川字東山8の112	月山ダム管理所
	酒田市柏谷沢字内山40の1	酒田河川国道事務所飽海出張所
	酒田市草津字湯ノ台71の1	東北地方環境事務所鳥海南麓自然保 護官事務所
福島県	福島市飯坂町茂庭字蝉狩野山 25	摺上川ダム管理所
	白河市大信隈戸字宮前5	福島森林管理署白河支署大屋森林事 務所
	岩瀬郡天栄村大字羽鳥字水上 5の1	阿武隈土地改良調査管理事務所羽鳥 ダム管理所
	岩瀬郡天栄村大字田良尾字鹿 野74	福島森林管理署白河支署大平森林事 務所

	東白川郡塙町大字塙字桜木町 3の1	棚倉森林管理署 笹原森林事務所
茨城県	常陸太田市徳田町上宿356の3 常陸太田市小妻町367	茨城森林管理署徳田森林事務所 茨城森林管理署折橋森林事務所
栃木県	日光市藤原334の1 日光市藤原334の1 日光市中三依644 日光市黒部221の3 日光市清滝安良沢町1750 日光市足尾町3486 日光市足尾町3486 日光市足尾町3486 日光市足尾町向原5の17 日光市藤原330の2 日光市川俣646の1 日光市川治温泉川治295の1 日光市川治温泉川治319の6 日光市西川416 那須塩原市中塩原4の16 那須郡那須町大字湯本207 那須郡那須町大字湯本207	日光森林管理署藤原森林事務所 日光森林管理署川治森林事務所 日光森林管理署三依森林事務所 日光森林管理署黒部森林事務所 日光森林管理署日光森林事務所 日光森林管理署餅ヶ瀬森林事務所 日光森林管理署神子内森林事務所 日光森林管理署足尾治山事業所 渡良瀬川河川事務所足尾砂防出張所 日光砂防事務所藤原出張所 鬼怒川ダム統合管理事務所川俣ダム 管理支所 鬼怒川ダム統合管理事務所五十里ダ ム管理支所 鬼怒川ダム統合管理事務所川治ダム 管理支所 鬼怒川ダム統合管理事務所湯西川ダ ム管理支所 塩那森林管理署中塩原森林事務所 管理部那須御用邸管理事務所 皇宫警察本部那須御用邸皇宫护卫官 派出所

	那須郡那須町大字湯本207の2	関東地方環境事務所日光国立公園管理事務所那須管理官事務所
群馬県	吾妻郡中之条町大字上沢渡字 蛇野2794 吾妻郡中之条町大字上沢渡字 蛇野2794 吾妻郡中之条町大字小雨604の 3 吾妻郡東吾妻町大字大戸224の 4	吾妻森林管理署四万森林事務所 吾妻森林管理署上沢渡森林事務所 吾妻森林管理署六合森林事務所 吾妻森林管理署大戸森林事務所
埼玉県	秩父市大滝3931の1	二瀬ダム管理所
新潟県	村上市塩野町字屋敷285の1 燕市大川津 五泉市村松甲2627の1 上越市西城町2の9の20 上越市西城町2の9の20 上越市西城町2の9の20 上越市西城町2の9の20 上越市西城町3の2の18 上越市稻田1の1の7 上越市安塚区安塚2291の1 上越市安塚区安塚2291の1 上越市南新町3の56 阿賀野市村杉3946の181	下越森林管理署村上支署塩野町森林 事務所 信濃川河川事務所大河津出張所 下越森林管理署村松森林事務所 新潟刑務所上越拘置支所 新潟保護観察所上越駐在官事務所 新潟地方検察庁高田支部 高田区検察庁 高田税務署 関川用水土地改良建設事業所 上越森林管理署安塚治山事業所 上越森林管理署松之山治山事業所 高田河川国道事務所 下越森林管理署村杉森林事務所
富山県	富山市小見中段割255の14	富山森林管理署常願寺川治山事業所

	黒部市宇奈月町舟見明日音沢 字尾瀬場谷 4 の 9 中新川郡立山町芦嶺寺字横江 割14の3 中新川郡立山町芦嶺寺字ブナ 坂61 中新川郡立山町芦嶺寺字松尾 3	黒部河川事務所 富山森林管理署立山森林事務所 立山砂防事務所 立山砂防事務所水谷出張所
石川県	白山市白峰ハ150の1 白山市八幡町リ119の3 白山市白峰ハ92 白山市白峰ツ40の1 白山市女原ソ18の1 白山市白峰ホ25の1	石川森林管理署白峰森林事務所 石川森林管理署丸石谷治山事業所 石川森林管理署手取川治山事業所 金沢河川国道事務所白山砂防出張所 金沢河川国道事務所手取川ダム管理 支所 中部地方環境事務所白山自然保護官 事務所
福井県	敦賀市鉄輪町 1 の 7 の 3 敦賀市鉄輪町 1 の 7 の 3 敦賀市鉄輪町 1 の 7 の 3 敦賀市開町 3 の 28 の 1 大野市朝日 17 の 5 大野市下若生子 25 字水谷 1 の 36	敦賀税務署 敦賀労働基準監督署 敦賀公共職業安定所 福井河川国道事務所敦賀国道維持出 張所 福井河川国道事務所大野油坂道路和 泉連絡室 九頭竜川ダム統合管理事務所真名川 ダム管理支所

	大野市長野33字長平4の1 南条郡南越前町今庄84の28の2	九頭竜川ダム統合管理事務所九頭竜 ダム管理支所 福井森林管理署今庄森林事務所
山梨県	南アルプス市芦安芦倉770 南アルプス市芦安芦倉770 南アルプス市芦安芦倉518 甲州市大和町初鹿野字日川原 1655の3	関東森林管理局山梨森林管理事務所 野呂川第一治山事業所 関東森林管理局山梨森林管理事務所 野呂川第二治山事業所 関東地方環境事務所南アルプス自然 保護官事務所 甲府河川国道事務所大和国道出張所
長野県	長野市大字南長野字幅下692の2 長野市大字南長野字幅下692の2 長野市三輪1の6の15 長野市大字長野旭町1108 長野市大字長野旭町1108 長野市三輪5の46の14 長野市大字長野旭町1108 長野市大字長野旭町1108 長野市大字長野旭町1108 長野市大字長野旭町1108 長野市大字長野旭町1108	関東管区警察局長野県情報通信部 長野県警察本部 長野県長野中央警察署 関東管区行政評価局長野行政監視行 政相談センター 信越総合通信局 長野少年鑑別所 長野地方法務局 長野保護観察所 長野地方検察庁 長野区検察庁 東京出入国在留管理局長野出張所

長野市大字長野旭町1108	長野公安調査事務所
長野市大字長野旭町1108	長野財務事務所
長野市大字長野旭町1108	諏訪出張所長野地区方面事務所
長野市西後町608の2	関東信越国税不服審判所長野支所
長野市西後町608の2	長野税務署
長野市大字長野旭町1108	関東信越厚生局長野事務所
長野市大字長野旭町1108	長野労働局
長野市篠ノ井布施高田字佃826 の1	篠ノ井公共職業安定所
長野市大字長野旭町1108	関東農政局
長野市戸隠2299	北信森林管理署戸隠森林事務所
長野市信州新町新町927	長野国道事務所信州新町出張所
長野市大字稻葉2137の5	長野国道事務所長野出張所
長野市大字長野旭町1108	長野營繕事務所
長野市松岡2の1の26	千曲川河川事務所長野出張所
長野市箱清水1の8の18	松代地震観測所連絡事務所
長野市箱清水1の8の18	長野地方気象台
長野市大字長野旭町1108	中部地方環境事務所信越自然環境事務所
長野市戸隠豊岡1554	中部地方環境事務所信越自然環境事務所戸隠自然保護官事務所
岡谷市大字小井川7777	長野国道事務所岡谷維持修繕出張所
飯田市上村858の10	南信森林管理署上村森林事務所
伊那市長谷溝口1402の3	南信森林管理署伊那里森林事務所
伊那市長谷溝口1527	天竜川上流河川事務所伊那分室
伊那市長谷溝口1204の1	関東地方環境事務所伊那自然保護官

	上伊那郡中川村大草6884の19 木曽郡南木曽町吾妻3398の3	事務所 天竜川ダム統合管理事務所 木曽森林管理署南木曽支署蘭森林事務所
岐阜県	郡上市白鳥町白鳥415の2 下呂市小坂町大島1643の2 下呂市小坂町大島1643の2 下呂市小坂町湯屋4 下呂市小坂町湯屋4	岐阜森林管理署白鳥森林事務所 岐阜森林管理署 岐阜森林管理署小坂森林事務所 岐阜森林管理署濁河森林事務所 岐阜森林管理署大洞森林事務所
静岡県	駿東郡小山町須走字大尾根112 の330 駿東郡小山町須走字大尾根112 の330	静岡森林管理署小山第一治山事業所 静岡森林管理署小山第二治山事業所
京都府	京都市左京区大原勝林院町611 の1	書陵部月輪陵墓監区事務所
鳥取県	鳥取市国府町殿206の4 西伯郡大山町大山官有地	鳥取河川国道事務所殿ダム管理支所 鳥取森林管理署大山治山事業所
岡山県	苫田郡鏡野町上齋原514の1	上齋原原子力規制事務所
広島県	庄原市高野町新市1078	広島北部森林管理署新市森林事務所